

八幡市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡市議会委員会条例（平成 25 年八幡市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

(1) 総務常任委員会 7名

- ア 政策企画部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 市民生活部の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 議会事務局の所管に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ク 公平委員会の所管に属する事項
- ケ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- コ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教厚生常任委員会 7名

- ア 健康福祉部の所管に属する事項
- イ 教育委員会の所管に属する事項

(3) 建設水道常任委員会 7名

- ア 建設産業部の所管に属する事項
- イ 消防本部の所管に属する事項
- ウ 上下水道部の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八幡市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）に規定する総務常任委員会、文教厚生常任委員会及び都市環境常任委員会の委員長、副委員長及び常任委員は、それぞれこの条例による改正後の八幡市議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する総務常任委員会、文教厚生常任委員会及び建設水道常任委員会の委員長、副委員長及び常任委員に選任されたものとみなす。この場合において、新条例の規定による常任委員会の常任委員の任期は、それぞれ旧条例

の規定による常任委員会の常任委員の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会で継続審査及び調査が行われている事件は、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議されたものとみなす。

提出日：令和4年12月23日

提出者：八幡市議会議員 鷹野雅生

賛成者：八幡市議会議員 小北幸博 長村善平 太田克彦 山口克浩

山田芳彦 中村正公 山本邦夫

議決結果：令和4年12月23日原案可決